

006

## 市は私人のあき地の雑草を取り除くことができるか

□土地の不良状態に対する規制と実効性の確保

### 1. はじめに

いわゆる土地神話及びバブル経済の崩壊以後、価格の上昇を見込んだ投機目的の土地の放置は減ったものの、かつての開発計画等の頓挫によるものと見られる土地の放置は全国的に数多く見られるところである。

放置された土地に繁茂した雑草等は、蚊やハエなど衛生害虫の発生原因となったり、道路上にはみ出して歩行者や車両の通行や視界の妨げとなったり、ゴミの不法投棄を受けるなど、近隣住民の生活に対して様々な弊害を及ぼす。しかも、そのような弊害に対しては、所有者等が速やかに措置をとることが期待しにくい。

このようなあき地の不良状態が生じると、市に住民の苦情が寄せられることも十分考えられるが、その場合、市はどのような対応ができるであろうか。本問では、市が私人の土地の放置により生じたあき地の不良状態を規制できるか、できるとしてどのような問題点があるかについて検討したい。

### 2. 土地の放置に対する規制

憲法第29条は、財産権は侵してはならないと規定している。土地を所有し、利用する権利も、当然保護されるべき財産権であり、その権利には、放置する権利も含まれる。また、土地の放置により繁茂した雑草のように、通常は経済的価値がほとんど認められないものであっても、それを所有し、利用する権利は土地所有者等に属している。

しかし、同条第2項にも規定されているように、私権は公共の福祉に適合すべきものであり、私法レベルでの制約のほか、公益保護の見地からの規制もなされることとなる。実際、土地の所有・利用に対しても、都市計画法や農地法などの法令により、公益的見地からの規制がなされている。特に、土地に関する権利については、周辺の社会環境に対して与える影響が大きいという性質上、他の財産権と比較し、公益的見地からの規制の要請が強いものといえよう。

本問において問題となるあき地の不良状態についても、そのような状態が公衆衛生上、防犯上及び交通上等の様々な障害の発生原因となることから、規制することは十分に合理的であるといえる。

011

## 本会議で報道陣を議場から閉め出し放送による音声のみの傍聴にとどめさせることができるか

□ 会議公開の原則と報道

### 1. 会議公開の原則

自治法第115条第1項は、「普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する」と規定し、議会の会議の公開の原則を定めている。

議会の会議公開の原則は、住民の代表機関である議会の会議を広く一般に公開し、議会の活動状況を住民に知らせ批判の機会を与えるとともに、公正な議会運営を確保することを目的とするものであり、(1)傍聴の自由、(2)報道の自由、(3)会議録の公表の3つの内容を含んでいると考えられる。

#### (1) 傍聴の自由

傍聴の自由とは、議員以外の者、主として住民が会議の活動状況を直接見聞することの自由をいう。

しかし、それは議場の秩序を維持するのに必要な傍聴の制約まで否定するものではなく、議事堂内に設けられた傍聴席には必ずから物理的な限度があり、これに対応して傍聴者の数を制限することができるのは当然のことである。また、傍聴が自由であるといっても会議の進行に影響を与えないように静粛に傍聴すべきであり、傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等会議を妨害するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させ、必要がある場合においては、これを警察官に引き渡すことができる(自治法130条1項)。また、傍聴席が騒がしいときは、議長は、すべての傍聴人を退場させることができる(同条2項)。

さらに、議長は、傍聴人の取締りに関し必要な規則(傍聴規則)を設けなければならない(同条3項)とされている。

以上のように傍聴に対する制約はあるものの、議場の秩序を維持するために必要な制約であり、傍聴の自由そのものを制限しているものではない。

#### (2) 報道の自由

報道の自由とは、会議の状況を報道機関が新聞、ラジオ、テレビ等により広く一般住民に知らせる自由をいうものであり、このためには、議会の会議を直接見聞することによる取材の自由が確保されることが望ましい。

会議公開の原則は、元来傍聴の自由と会議録の公表が中心であったと考えられるが、社会の進展による情報通信手段の発達に伴い、次第に報道、取材の自由が会議

017

## 職員が航空機を利用した出張により得たマイルを私用に使うことができるか

□ 出張旅費の法的性格

### 1. マイレージサービス

航空機を頻繁に利用する人であれば、「マイレージサービス」という言葉を耳にしたことがあるに違いない。これは航空機の搭乗距離（マイル）に応じて無料航空券などがもらえる特典が受けられるサービスであり、日本の航空会社では平成5年から国際線、同9年から国内線に導入している。最近では航空機の利用だけでなく、ホテル、レンタカー、国際電話の利用や住宅購入等についてもマイル換算ができるなど、その内容は拡充されてきている。

本問では、地方公務員が出張で航空機を利用する際に、個人名義でマイルを貯め、それにより受けた無料航空券等のサービスを私用に使用することができるかどうかについて検討する。

### 2. 旅費支給の根拠

自治法第204条第1項は、「普通地方公共団体は……常勤の職員……に対し……旅費を支給しなければならない」と規定し、職員が公務により旅行した場合には旅費を支給することとしている。旅費とは、旅行をした職員に対して旅行中に必要となる交通費、宿泊料等の旅行中の費用を償うための費用弁償として支給される金銭のことである。

この旅費の額は条例で定めなければならない（同条3項）こととされており、各地方公共団体が旅費の種類、計算の方法、請求手続、支給手続などを条例で規定し、これに基づいて支給されるのが通例である。国家公務員の旅費については、「国家公務員等の旅費に関する法律」（以下「旅費法」という）が制定されているが、地方公務員の旅費についても、その性質が同じものである以上、旅費法上の旅費についての議論が基本的に当てはまるものと考えられる。

したがって、以下では旅費法に即して検討を行うこととする。

### 3. 旅費法上の航空賃

旅費法第3項第1項は「職員が出張し……た場合には、当該職員に対し、旅費を支給する」と規定している。旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料などの種類がある（旅費法6条1項）。このうち本問で問題となる

046

## 隣接する市の駅ビルに図書館や出張所を設けることができるか

□公共施設の区域外設置

### 1. はじめに

昨今、人々の生活圏域が拡大し住民が市町村の行政区域を越えて通勤、通学あるいは購買活動などを行うことが当たり前となっている。地方公共団体もこうした動きに対応し、住民票の相互交付や区域外でのパスポートの発給など住民サービスの分野において様々な圏域を越えた取組を実施している。本問ではこうした取組に関連して公共施設の区域外設置について考察することとしたい。

例えば、次のような事例を考えたい。A町では隣接するB市のベッドタウンとして最近人口が増えてきているが、鉄道がB市にしか通っておらず、住民の多くはB市の駅を利用している。A町は、B市に所在する駅ビルに出張所及び図書館を設けることができるであろうか。

### 2. 設問の検討

普通地方公共団体が整備する公共施設に関しては、自治法上様々な規定が存在するが、その中で、本問のように施設の設置に関する規定としては地方公共団体の事務所及び出先機関に関する規定、「公の施設」に関する規定、行政財産に関する規定等が想定されるところである。

本問においては出張所と図書館という2つの公共施設について、その区域外設置の可否について検討することとする。

#### (1) 出張所の区域外設置

出張所は市町村長の権限に属する事務を分掌させるために設けることができる出先機関であるが、一般に出先機関は自治法第155条及び第156条に、特定の事務を所掌する個別の出先機関及び特別の出先機関の所掌する事務を除き包括的に首長の権限に属する事務を所掌する総合的な出先機関の2種類が定められている。前者が自治法第156条にいう行政機関であり、後者が自治法第155条の支所又は出張所である。両者ともに設置並びに位置及び所管区域の決定について、条例によって定めるものとされ、さらにその位置及び所管区域の決定については自治法第4条第2項を準用して住民の利便性を考慮しなければならない。自治法第4条第2項は地方公共団体の主たる事務所の位置決定について、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならないと

059

## ストーカー被害者保護のため住民基本台帳を閲覧させないことができるか

### □ ストーカー行為の防止と住基台帳の取扱い

## 1. はじめに

平成12年11月24日からいわゆるストーカー規制法（ストーカー行為等の規制等に関する法律）が施行され、つきまとい等（同法2条1項）及びストーカー行為（同一の者に対し「つきまとい等」を繰り返し行うこと（同法2条2項））につき、被害者からの申しに応じて警察本部長等がつきまとい等を繰り返してはならないことを警告し、警告に従わない場合には、都道府県公安委員会が禁止命令を行うことができ、禁止命令に違反してストーカー行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が課されることとなった（同法14条）。また、ストーカー行為の被害にあっている場合には、相手を告訴して、警察に検挙を求めることができることとされた（同法13条）（ストーカー行為の罰則は、6ヵ月以下の懲役又は50万円以下の罰金となっている）。同法第8条第1項では国、地方公共団体、関係事業者等の支援につき、「国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の防止に関する啓発及び知識の普及、ストーカー行為等の相手方に対する支援並びにストーカー行為等の防止に関する活動等を行つている民間の自主的な組織活動の支援に努めなければならない」とされており、本問では、例えば、ストーカー被害を訴える者から自分の住民票の写しを交付せず、又は、自己に係る部分の住民基本台帳の閲覧をさせないようにとの依頼があったような場合の市町村の対応について検討する。

## 2. 住民基本台帳制度の公開の考え方

住民基本台帳制度は、「住民の居住関係の公証」をその目的の1つとしており（住基法1条）、住民基本台帳の閲覧（住基法11条）、住民票の写し等の交付（住基法12条）の制度が設けられている。「居住関係」とは、住民の住所、住所の異動その他住所に関する事項、世帯等住所に関係ある生活関係のほか、住民個人の同一性を明らかにする氏名、生年月日、男女の別、戸籍の表示等を含むと解されており、「公証」とは、公に証明することとされている。

住民基本台帳を原則公開としているのは、法定時において次のように考えられたことによる。

- ① 住民票の記載事項には、基本的には個人の秘密に属するような事項は含まれていないと考えられていたこと

068

## 学歴を偽って採用された職員に対してどう対応したらよいか

□ 学歴詐称と任用行為

### 1. 競争試験と学歴

職員の任用は、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない（地公法15条）。採用の場合における能力の実証は、職員になろうとする者の競争試験又は選考の成績により行うこととされている（地公法17条3項、4項）。

競争試験は、筆記試験により、若しくは口頭試問及び身体検査並びに人物性行、教育程度、経歴、適性、知能、技能、一般的知識、専門的知識及び適応性の判定の方法により、又はこれらの方法をあわせ用いることにより行う（地公法20条）。選考も、能力を実証する手段としては競争試験と同じであるとされている。

学歴は、競争試験の方法のうち「教育程度」又は「経歴」として用いることが考えられる。しかしながら、現在、国家公務員の採用試験においては、筆記試験及び人物試験によって職務遂行能力の有無が判定されており、一部の職種（航空保安大学校学生及び海上保安大学校学生）の受験資格において学歴を有することが要求されているほかは、学歴は不問とされている。例えば、国家公務員採用I種試験では、試験実施年度に22歳に達する者については大学卒業見込みであることを受験資格として定めているが、受験資格は卒業見込みであることをもって足りるので、仮に卒業できなかったとしても採用され得る。

地方公共団体においても、各団体によって多少の相違があるものの、大学卒程度試験、短大・高等専門学校卒程度試験、高校卒程度試験に区分されており、それぞれの学卒程度の学力を有する者を対象とすることが念頭に置かれているが、学歴自体は不問としているのが一般的である。学歴については、競争試験又は選考の受験申込み書を提出する際に記載を求められるか、人物試験を実施する際の調書に記載を求められる程度である。したがって、競争試験において筆記試験及び人物試験に合格すれば、仮に学歴を偽っていたとしても、採用候補者名簿に記載され、当該試験の合格者として有効に採用され得る。

### 2. 学歴詐称と採用行為の効力

地公法第16条は、地方公務員になることができない者として、成年被後見人又は被保佐人、禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまで又はその執行を受ける